

栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業実施要領

1 趣旨

本要領は、栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）の訪問介護事業者経営改善支援事業を実施するに当たり、交付要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

人材不足が喫緊の課題である訪問介護サービスについて、事業所の経営改善に向けた取組を地域の特性や事業所規模等に応じてきめ細かく支援することで、訪問介護サービスの経営の安定化を図り、地域における必要な訪問介護サービスの提供体制を確保することを目的とする。

3 対象事業所

県内に所在する訪問介護事業所（以下「事業所」という。）とする。

4 事業内容

（1）経営改善事業

事業所が経営基盤の強化及び経営状況の改善、若しくは、各種加算の新規取得支援等を目的として専門家（コンサルタント事業者や社会保険労務士等）の支援を受けるための経費や、事務作業を行うための臨時職員の雇用のための経費を対象とする。

（2）小規模法人等協働化・大規模化事業

以下の要件に該当する小規模法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループ（以下「事業者グループ」という。）が、地域の状況や事業規模を踏まえた法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費を対象とする。

ア 対象法人の要件

事業者グループは、県内に所在する訪問介護事業所を運営する事業者で構成されるものとし、当該事業所について次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する法人を1以上含むこと

（ア）1法人当たり1の事業所を運営する法人

（イ）事業所の一月当たり延べ訪問回数が平均200回以下である法人

（ウ）事業所の職員数が常勤換算方法で平均5人以下である法人

（エ）全ての事業所が中山間地域等（「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地

域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）」の第一号に定める地域をいう。以下同じ。）に所在する法人

イ 具体的取組の例

- ・人材育成に係る取組（業務継続計画や衛生管理、虐待防止等に係る合同研修の実施等）
- ・事務処理部門の集約・外部化（人事管理、請求業務等の専任職員の雇用等）
- ・人材確保に係る取組（一括して行う人材募集・採用活動（合同説明会等）、職場の魅力発信等）
- ・従業者の職場定着に係る取組（一括して行う健康診断、ストレスチェック等）
- ・業務システムの共通化（人事管理、請求業務等）
- ・協働化等に併せて行うICTインフラの整備
- ・物品調達の合理化のための共同購入の取組

（３）介護人材・利用者確保のための広報事業

事業所が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や、広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費を対象とする。

5 対象経費

本事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他知事が必要と認める経費とする。

6 補助基準額

本事業の補助対象となる事業所ごとの補助額は、４の（１）から（３）に掲げる事業ごとに、実支出額と次に定める補助基準額を比較して少ない方の額とする。

（１）経営改善事業

１ 事業所当たり40万円

（２）小規模法人等協働化・大規模化事業

ア 対象法人の要件（エ）に該当する法人を含む場合

１ 事業者グループ当たり200万円

イ 対象法人の要件（エ）に該当する法人を含まない場合

１ 事業者グループ当たり150万円

（３）介護人材・利用者確保のための広報事業

１ 事業所当たり30万円

7 補助事業の採択に関する事項

- (1) 補助事業の採択は、申請内容を確認し、事業効果や実現性等を考慮して行う。
また、必要に応じて、申請内容に修正を加えて採決することがある。
- (2) 申請が多数の場合、次の事項や公平性を考慮し、優先順位を決定することとする。
 - ア 同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）に該当しない事業所
 - イ 中山間地域等に所在する事業所
 - ウ 一月当たり延べ訪問回数が平均200回以下、常勤換算職員数が平均5人以下等の小規模事業所
 - エ 訪問介護人材確保体制構築支援事業費補助金等、他の補助金において交付決定を受けていない又は補助件数の少ない事業所

8 提出書類

- (1) 本事業による補助を受けようとする者は、交付要領第3条に定める書類を提出するものとする。
- (2) 本事業に係る実績報告を行おうとする者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の2月末日のいずれか早い期日までに、交付要領第7条に定める書類を提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7（2025）年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和8（2026）年3月31日限り、その効力を失う。